令和７年度

新潟県民会館事業計画書

指定管理者

公益財団法人新潟市芸術文化振興財団

Ⅰ　運営基本方針

世界情勢の不安、物価高騰等から人々の消費意欲は停滞しており、会館を取り巻く環境は引き続き厳しい現状です。

芸術文化事業では、より多くの人たちに楽しんでいただけるよう、幅広いジャンルの催し物を開催することにより、県民の生活に明るさと潤い、明日への活力がもたらされるように努力します。

会館の老朽化が進む中でも、利用者の皆様に安全で気持ちよく施設を利用していただくために、常に確実に点検を実施するとともにサービスの向上に努めます。同時に、新潟市民芸術文化会館及び新潟市音楽文化会館とともに、3館のシナジーを活かして、より効率的な会館運営に努めます。

また、県内文化施設の中核的な役割を担い、県内外の文化施設等と多様な連携を図りな、広域的な文化振興に取り組みます。

Ⅱ　施設管理事業

1. 貸館事業

利用促進に向けて、より質の高いサービスに努めます。

- これまで、カードやアプリ決済で貸館利用料の支払いが可能になるとともに、各施設に WIFI を設備する等利便性の向上に努めてきましたが、引き続き利便性の周知を図り、利用促進に努めます。
- 引き続き、ホームページ、催し物案内、SNS 等を通じて、貸館や芸術文化事業にかかわらず、広報を充実していきます。
- スタッフの OJT や研修を計画的に実施し、誰が担当になっても質の高いサービスを提供できる体制を作ります。

2. 施設の維持管理

施設・設備の老朽化が進む中、日常点検をこまめに行うとともに、定期点検を計画的に実施し、安全で円滑な会館運営をします。

また、極力閉館期間を伴わない舞台設備等の改修工事実施方法と期間の検討のための資料を県と共有し、計画的な改修工事や施設の整備の実現に協力していきます。

3．開館及び閉館時間

利用者・来館者の利便性と経費の軽減を配慮し、引き続き開館時間と閉館時間の柔軟な運営を実施します。

	条 例	令和７年 運用予定
開館	午前 9時	午前８時 30 分 （貸出30分前から開館することで、使用者の余裕のある準備等を可能にする 。）
閉館	午後 10 時	催し物の終了が予定より遅れた場合など、必要と認めるときは延長対応をする。
		夜間の使用が全て午後 10 時以前に終了した場合、早期に閉館する。 全ての貸出施設において夜間の使用がない場合は、午後５時 15 分に閉館する 。

4．休館日

原則は条例どおりですが、利便性向上に向け、引き続き次のとおり変更します。

条 例	令和7年 運用予定
• 毎月 第3月曜日	繁忙期の休館日を閑散期や年末年始に移動。
	長期連続開催の要望に応じて休館日を移動。
• 12 月 29 日～ 翌年１月３日	休館日を閑散期に移動する場合、休館日を連続させ定期点検を実施。
休館日年間 18 日	施設使用のない年末年始は臨時休館とする。

令和７年度 新潟県民会館カレンダー

条例上の休館日
臨時の休館日

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6. 貸出手続きの簡素化

■提案

☆1　当初予定の会議室を変更したい旨の申込みが使用当日にあった場合は、申出のみで変更を可とします。（低料金から高料金に変更の場合は差額分を徴収→高料金から低料金の場合は返納なし）

☆2　利用当日、ホール・ギャラリー利用者が楽屋不足などの理由で急きょ会議室が必要となった場合、空いていれば利用前に所定の手続きを経た上で、利用できるようにします。

■提案理由と効果

使用者が行う取消手続きや再申込手続きを簡素化することや、「楽屋が足りない」といった事態等に柔軟に対応することにより、利便性と利用率・使用料収入増加の効果を高めることができます。

Ⅲ　芸術文化事業

- 県民会館の舞台機能と施設規模を活かした大型舞台芸術の公演に積極的に取り組むとともに、県内各施設と連携した各種ワークショップやアウトリーチなどの普及事業及び育成事業を展開します。
- 幅広い年齢層や障害を持った利用者の方々にも利用していただけるように、催し物の幅を広げるとともに、インクルーシブな取り組みを進めていきます。
- 引き続きチケット販売システムや広報媒体の市民芸術文化会館との共有を行うとともに、市民グループや旅行業者との協働により、鑑賞者の利便性の向上と事業の拡大・促進を目指します。

■　令和7年度の取り組み

- 昨年、地震からの復興と県民会館の成り立ちに深いかかわりのあるジャンルであるジャズのコンサートの盛況を受けて、本年は日本のジャズ界の大御所と若手による公演を行います。
- 令和８年度に計画されている県民参加のオペラ公演を視野に入れ、海外歌劇団によるオペラ公演を６年ぶりに開催します。
- 昨年好評だった公演は、歌舞伎入門の色合いが強かったが、本年度は有名歌舞伎俳優による本格的な公演を行います。
- 引き続き、未来の鑑賞者を育てていく為に、子どものためのバレエや世界的な児童文学をもとにしたミュージカルを開催します。
- 障害者への合理的配慮を個々の公演で進めていきます。

■ 令和７年度　実施事業(予定)

	区分		公演日	公演名	主催・共催	入場料以外の財源
1	鑑賞	舞台	5/10(土)	爆上戦隊ブンブンジャーFLT2025	UX	
2	鑑賞	ミュージカル	5/13(火)	宝塚歌劇月組　全国ツアー　新潟公演	TeNY	
3	鑑賞	音楽	7/19(土)	めざましクラシックス in 新潟	NST	
4	鑑賞	舞踊	7/21(月祝)	東京バレエ団子どものためのバレエ 「ねむれる森の美女」	県	
5	鑑賞	ミュージカル	8/29(金)・30(土)	劇団四季『赤毛のアン』	四季	
6	鑑賞	音楽	11/30(日)	鼓童	TeNY	
7	鑑賞	音楽	12/6(土)	Jazz　Horizons	TeNY	
8	鑑賞	オペラ	1/12(月祝)	ウクライナ国立歌劇場『トゥーランドット』	光藍社	
9	育成	音楽	2/21(土)	奏でつづけよう！	県民会館	
10	育成		2月	アートプロデュース講座	県公文協	
11	普及	音楽	2/27(金)	出張！たたこう館　無料アウトリーチ	胎内	文化庁補助金
			2/28(土)	出張！たたこう館at胎内市産業文化会館	胎内	文化庁補助金
			3/1(日)	出張！たたこう館at新潟県民会館	県民会館	文化庁補助金
12	鑑賞	伝統	3/20(金祝)	市川團十郎	TeNY	

Ⅳ 県内外の公立文化施設との連携

1. 全国の公立文化施設との連携

（公社）全国公立文化施設協会における情報連絡館として、各種の情報収集と県内公立文化施設への情報提供を積極的に行ないます。

事 業 名	実 施 日	会 場
定時総会・研究大会	6月 12・13 日(木・金)	愛知県芸術文化センター
アートマネジメント研修会	未定	未定

2. 全国公立文化施設協会関東甲信越静支部の会員施設との連携

R6 年度から引き続き、関東甲信越静支部における支部委員・情報連絡館として、支部内での連携強化と県内公立文化施設への情報提供に努めます。

事 業 名	実 施 日	会 場
第 1 回支部委員会	未定	YCC 県民文化ホール
課題検討会	未定	YCC 県民文化ホール
第 2 回支部委員会	未定	YCC 県民文化ホール
第 3 回支部委員会	未定	YCC 県民文化ホール
第1回自主事業部会	未定	千葉県文化会館
第2回自主事業部会	未定	千葉県文化会館
地域別アートマネジメント研修会	未定	未定
第 1 回技術部会	未定	ザ・ヒロサワ・シティ会館
第 2 回技術部会	未定	ザ・ヒロサワ・シティ会館
技術部会研修会	未定	ザ・ヒロサワ・シティ会館

3. 県内の公立文化施設との連携

新潟県公立文化施設協議会における会長・事務局・運営部会長として、県内公立文化施設との連携強化と交流に努めます。

事 業 名	実 施 日	会 場
総会・研究協議会	6月 26.27 日(木・金)	柏崎市産業文化会館
技術部会	6月 26 日(木)	柏崎市産業文化会館
臨時総会	2月(予定)	新潟県民会館

Ⅴ　組織体制《令和７年度４月１日現在　予定》

県民会館組織図

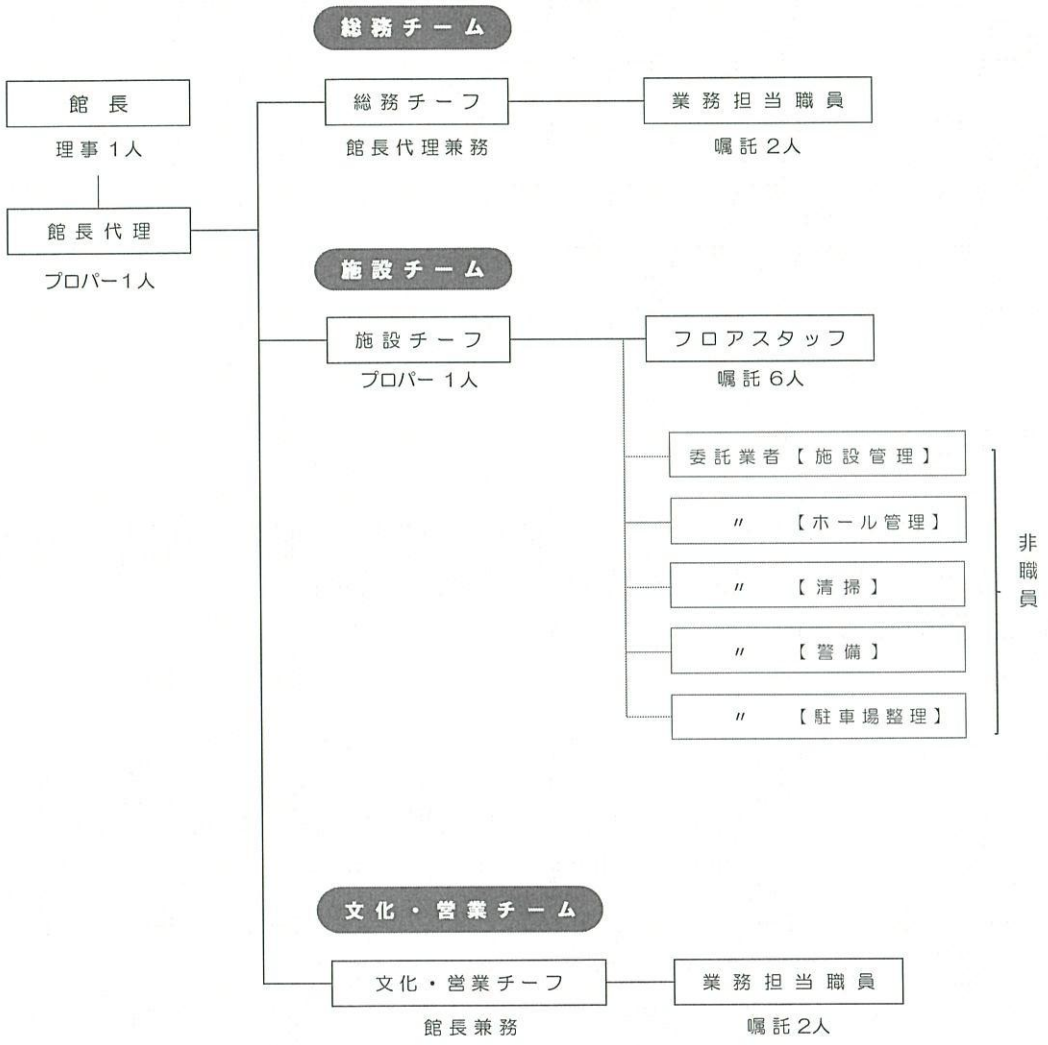

◆会館職員数

財団常務理事	プロパー職員	嘱託職員	合 計
1人	2人	10人	13人

◆委託業務従事者

施設管理	舞台管理	清掃	警備	駐車場	合 計
3人	5人	4人	3人	3人	18人

Ⅵ 職員の勤務体制

1. フロアスタッフの勤務体制

利用者、来館者の利便性と業務の効率性を配慮して、下記の勤務体制とします。

- 勤務 A　　7 時 45分～16 時 30 分
- 勤務 B　　8 時 30分～17 時 15 分
- 勤務 C　　10 時 15分～19 時 00 分
- 勤務 D　　11 時 15分～20 時 00 分
- 勤務 E　　12 時 15 分～21 時 00 分
- 勤務 F　　13時 15 分～22時 00 分

2. 主任職員等の勤務体制

主任職員である館長、館長代理、チーフ及び事務室業務の受託者（以下「主任職員等」という。）は、不測の事態や職務上の判断などに対処するため、以下のルールに則った勤務体制とします。

- 前月に、翌月における催し物の予定を踏まえ、勤務表を作成します。
- 原則として、主任職員等が必ず1名勤務し、もし主任職員が外出等で不在の時にトラブル等が生じたときは、事務所から該当職員に連絡し、該当職員は電話等で指示を与えたうえ、速やかに帰館します。
- 突発的な用事や病気、怪我などのため、主任職員等全員が出勤困難な場合は、困難の理由を勘案して、最も都合がつく者が出勤します。
- 上段において、なお全員が出勤不能でかつトラブル等が生じた場合は、連絡網に従い主任職員等に連絡し、連絡を受けた主任職員等は電話などで指示を与えるとともに、可能な限り会館に出勤します。
- 「芸術文化事業」は当館が主催者になることから、必ず2名以上の主任職員等が閉館まで会場または事務室に詰めます。
- 「貸館公演」、「芸術文化事業」にかかわらず、夜の公演がある場合は、会場回り担当として警備員を1名増員して配置します。